



# 佐賀県公報

平成17年  
7月1日  
(金曜日)  
第 12624号

## 目 次

### 規 則

◎佐賀県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

(一〇七・地域福祉課) 一

### 告 示

○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止及び変更

(三七九・地域福祉課) 六

○生活保護法に基づく医療機関の指定

(三八〇・ " ) 七

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の所在地の変更

(三八一・長寿社会課) 七

○結核予防法に基づく指定医療機関の辞退

(三八二・健康増進課) 七

○結核予防法に基づく医療機関の指定

(三八三・ " ) 八

○佐賀県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱の一部改正

(三八四・生産者支援課) 八

### 公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

(県民協働課) 二

○ " "

( " ) 三

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

( " ) 三

○七山村営宮ノ前地区土地改良事業施行決定

(農地整備課) 三

○公印の登録

(総務法制課) 四

### 教育委員会事項

◎佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則

(規則・一一) 四

## 公布された規則のあらまし

○佐賀県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(規則第一〇七号)

1 佐賀県福祉のまちづくり条例(以下「条例」という。)第二二三条第三項の規定により交付する適合証のうち、障害者、高齢者等の利用のために著しく配慮して整備されていると知事が認める公共的施設に交付する適合証の名称を、ユニバーサルデザイン適合証に改めることとした。(第五条関係)

2 公共的施設及び特定施設に該当する施設の一部を改めることとした。(別表第一関係)

3 条例第二〇条第一項に規定する整備基準の一部を改めることとした。(別表第二関係)

4 様式について所要の改正を行うこととした。

5 この規則は、公布の日から施行することとした。

## ○ 規 則

佐賀県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月一日

佐賀県知事 古川 康

### ◎佐賀県規則第七百七号

佐賀県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県福祉のまちづくり条例施行規則(平成十年佐賀県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項第二号中「優良施設適合証」を「ユニバーサルデザイン適合証」に改める。

別表第一の第一の表の五の項中「物品販売業」を「卸売市場及び物品販売業」

「用途面積が」の物品販売業を営む店舗で、用途面積が」とある、回表の十七の項及び十八の項を次のものに沿る。

		17 教育訓練施設
		(1) 学校（専修学校及び各種学校を含む。）
		(2) 自動車教習所
		(3) 公共職業能力開発施設及び職業訓練施設
		(4) その他これらに類する教育又は訓練を行う施設
		(5) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する教育又は訓練を行う施設
18 事務所	事務所	法律事務所、会計事務所、建築士事務所及び宅地建物取引業その他これらに類するサービス業を営む事務所で、用途面積が1,000平方メートル以上のもの

別表第一の第一の表の十九の項廿「(見学のための施設を有するものに限る。)」を削り、「用途面積が」や「見学のための施設を有する工場で、用途面積が」に改め、回表の二十一の項を次のものに替へ。

20 共同住宅等	共同住宅 寄宿舎又は下宿	一の建築物に存する戸数が25戸以上のも
		一の建築物に存する部屋数が50部屋以上のもの

別表第1の第1の表の1の項の(3)「共同住宅」や「共同住宅等」と「各住戸」や「各住戸（寄宿舎又は下宿にあっては、部屋）」に沿々、回答の(3)のウを次のものに読み替へ。

次に「側面に壁等があり安定した姿勢を確保することができる場合又は寄り

掛かることができる構造である場合を除く。) を加え、回項の(3)「床置式の小便器」の次に「その他これに類する小便器」を加え、回表の七の項の(3)中「アダルト用」、「声のナチュラルベージ」、「内装の金」、「レーベン」

「及び車いり」<sup>レ</sup>、車いり及びハビカニ」<sup>レ</sup>と記す。直角の左上に「レ」と記す。

直接地上へ通する1の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合においては、当該建築物の車寄せ」を是べ、回廊の④に次のように是べ。

工 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。  
オ 戸を設ける場合においては、2の項の(3)のオに定める構造とすること。

別表第一の第一の表の七の項の(5)の中「敷設すること」の次に「(傾斜路のこう配が20分の1)を超えないもの又は傾斜路の高さが(セシチメートル)以下

でこう配が12分の1を超えないものを除く。」を加え、同項の(6)を次のようにならべる。

(6) 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、2の項(5)のアからウまである。

で、オ及びカ並びに次に定める構造とすること。  
ア こう配が12分の1を超える傾斜路又はこう配が20分の1を超えて12分の1

以下で高さが16センチメートルを超える傾斜路には、手すりを設けること。  
イ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の角と明度の

差の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいものとすること。

別表第一の第一の表の十七の項の(2)のヤヰ「車いす使用者利用可能便房」を「多機能便房」に改め、同表の第一の表の(1)の項の(3)のヤヰ「敷設すること」

の次に「(傾斜路のこう配が20分の1を超えないもの又は傾斜路の高さが16セ

様のもの等の「床置式の小便器」の次に「その他これに類する小便器」や

加え、同表の第三の表中「及び車いす」を、「車いす及びベビーカー」に改め、同表の第四の表の一の項の中「及び車いす」を、「車いす及びベビーカー」に改め、同表の二の項の(2)中「床置式の小便器」の次に「その他これに類する

「小便器」を戻へる。

削る。

「出入口等に接する部分は水平とする」を

「出入日等に接する部分は水平とする

戸を設ける場合は自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸とし、その前後に高低差

をつけない ( )

手すりの設置  
緑端部は転落を防止する構造

## 〔手すりの設置（注4）〕

縁端部は転落を防止する構造

「傾斜路の上端に近接する床の部分に注意喚起用床材の敷設（注2）」や「傾斜路の上端に近接する床の部分に注意喚起用床材の敷設（注2、4、5）」など

「及び共同住宅」  
及「及び共同住宅等」  
レ

「(注3) 4の項の昇降機が設置される場合は、それぞれ1以上の経路にその昇降路を含むこと。また、共同住宅の場合は、直接地上へ通

する出入口がある階の各住戸の出入口に至る廊下等に限り、昇降機の設置義務のない建物の場合は、直接地上へ通ずる階以外の部屋

分にあるものを除く。」

「(注3) 4の項の昇降機が設置される場合は、それぞれ1以上の経路にその昇降路を含むこと。また、共同住宅等の場合は、直接地上へ通ずる出入口がある階の各戸（寄宿舎又は下宿にあっては、部



戸を設ける場合は自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸とし、その前後に高低差をつけない	自動・引戸・（）	縦 cm	横 cm × 横 cm	レバ
末端部分及び50m以内ごとに車いす転回用スペースの確保				

「注意喚起用床材の敷設」の次に「(注2)」が記載され、回送式の2回次のものに  
記載される。

「通路（注11）」や「通路（注16）」など、  
（注11）車庫施設、教育訓練施設及び共同住宅の場合を除く。」

(注15) こう配が12分の1以下で高さが16センチメートル以下

又はこう配が20分の1以下の場合を除く。

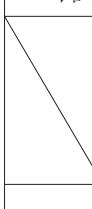
(注16) 車庫施設、教育訓練施設及び共同住宅等の場合を除く。」

改め 同様式の 8 中「手すりの設置」の次に「(注17)」を加え、同様式の 8 に次のように加える。

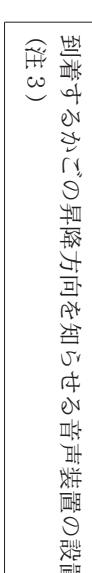
「注意喚起用床材の敷設」(注2)、「(注2)」を除く、同様式の以下の構造部は転落を防止する構造とする。

(注2) こう配が12分の1以下で高さが16センチメートル以下又はこう配20分の1以下の場合を除く。

〔倒着するかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置(注3)〕



〔手すりの設置(注2)〕



〔縁端部は転落を防止する構造〕

到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置  
(注4)

「(注3) かご内に」 や 「(注4) かご内に」 どちらも、回送紙の「(注4)」 や 「(注5)」 より、「車いす使用者利用可能便房」 や 「多機能便房」 より、「便所

(注5)」や「便所(注6)」に沿ひ、「手すりの設置」の次に「(注7)」や

「(注5) 男子用及び女子用の区分があるときはそれぞれ 1 以上  
床置式小便器」に次り「その他これに類する小便器」を加え

〔注6〕男子用及び女子用の区分があるときはそれぞれ1以上設ける。

(注7) 側面に壁等があり安定した姿勢を確保することができる場合  
又は寄り掛かることができる構造である場合を除く。

改め、同様の「車いす使用者利用可能便房」や「多機能便房」に沿え。

様式第一号第二号中「つえ、車いす」の次に「及びベビーカー」を加える。

様式第二号第四の2中「つえ、車いす」の次に「及びベビーカー」を加え、

りの設置」の次に「(注3) やるべく「床置式小便器」の次に「その他これに類する小便器」を加え、同様式の(3)次のものに記す。

(注3) 側面に壁等があり安定した姿勢を確保することができる場合又は寄り掛かることができる構造である場合を除く。

様式第一印兼四の4印「(注3) やく「(注4)」に改め。

様式第一印第五の3印「つえ、車いす」の次に「及びベビーカー」を加え、

「手すりの設置  
縁端部は転落を防止する構造」を

」

「手すりの設置(注)

縁端部は転落を防止する構造

」

に改め、同様式の3に次

のよう記入加へ。

(注) こう配が12分の1以下で高さが16センチメートル以下又はこう配が20分の1以下の場合を除く。

様式第三印(ふの1)及び様式第三印(ふの1)印「印」を削り、「並びに代表者」や「及び代表者」に改め、「及び印」や「優良施設適合証」や「ユニバーサルデザイン適合証」に改め。

様式第四印中「印」を削り、「並びに代表者」や「及び代表者」に改め、「及び印」を削る。

様式第五印中「印」を削り、「並びに代表者」や「及び代表者」に改め、「及び印」を削り、「優良施設適合証」や「ユニバーサルデザイン適合証」に改め。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

## ○ 指 示

### ● 佐賀県知事第114号 七十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止及び変更の届出があった。

平成十七年七月一日

佐賀県知事 古川 康

#### 一 廃止医療機関

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
医療法人社団末安医院	三養基郡みやき町大字白壁二二五番地 二	平成一七・三・三一
林皮膚科医院	神埼郡神埼町大字田道ヶ里二二七四番地 三	平成一七・三・三一
古川胃腸科外科	唐津市和多田海士町一番一五号 じゅんせんせいかのこ じゅも総合クリニック	平成一七・四・一
唐津市民病院	鳥栖市下野町二〇九七番地 じゅんせんせいかのこ はた	平成一七・五・一
北島歯科医院	唐津市北波多徳須恵二二〇一番地 一	平成一七・四・一
高森歯科医院	佐賀市長瀬町二番三三号 はるみ歯科医院	平成一七・三・一九
アルナ薬局江北店	唐津市浜玉町東山田一〇三三番地 一四	平成一七・四・一
アルナ薬局鹿島店	佐賀市嘉瀬町大字扇町二二七五番地 三	平成一七・五・一
アルナ薬局浜町店	杵島郡江北町大字山口三三九九番地 七	平成一七・四・一
アルナ薬局大川野店	伊万里市大川町大川野二〇六〇番地 一	"
武田健康堂薬局	佐賀市水ヶ江四丁目一番二二一號	平成一六・一一・一一〇
溝上薬局神野東店	佐賀市神野東一丁目九番二二〇号	平成一七・一一・二二六

二 變更醫療機關

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
前山皮膚科	佐賀市神野東二丁目四番七号	平成一七・四・一八
医療法人多布施ク リニツク	佐賀市神野東二丁目二六三四番地 佐賀市多布施四丁目一番六号	平成一七・三・二二
旧 佐賀市多布施四丁目一六番一号		

○佐賀県告示第三百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、同

法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成十七年七月一日

佐賀県知事 古川康

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
古川内科	唐津市和多田海土町一一番一五号	平成一七・四・一
医療法人じゅんせんせいのこども総合クリニック	鳥栖市下野町三〇九七番地二	平成一七・五・一

◎佐賀県告示第三百八十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十七年七月一日

佐賀県知事 古川康

訪問介護	の種類	サービス
き 訪問介護 げん	名 称	所 在 地
旧 唐津市二タ子二丁目七番五五号	新 唐津市神田二一一〇番地一	
		変更年月日
	平成一七・四・一	

◎佐賀県告示第三百八十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の届出があつた。

平成十七年七月一日

佐賀県知事 古川康

はるみ歯科医院	唐津市浜玉町東山田一〇三三番地一四	平成一七・四・一
高森歯科医院	佐賀市嘉瀬町大字扇町二三七五番地一	平成一七・五・一

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
小城町立病院	小城郡小城町大字松尾四一〇〇番地	平成一七・二・二八

唐津市民病院きたはた	唐津市北波多徳須恵二〇一番地一	平成一七・三・三一
堀田医院	東松浦郡玄海町大字今村六一一六番地	平成一七・五・一一
吉村医院	杵島郡白石町大字福田一六三一一番地	平成一七・五・二

## ●佐賀県告示第三百八十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、指定医療機関として次のものを指定した。

平成十七年七月一日

佐賀県知事 古川康

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
筒井クリニック	佐賀市神野西四丁目一二番三五号	平成一七・六・七
小城市民病院	小城市小城町松尾四一〇〇番地	平成一七・三・一
医療法人元秀会隈本歯科医院	鳥栖市弥生が丘二丁目一二四番地	平成一七・五・一一
さくら薬局	鳥栖市京町七一八番一	平成一七・六・一
唐津市民病院きたはた	唐津市北波多徳須恵一四二四番地一	平成一七・四・一
堀田医院	東松浦郡玄海町大字今村六一一六番地	平成一七・六・一
ますもじけんこう歯科	伊万里市松島町九一一番地一	平成一七・四・一〇
吉村医院	杵島郡白石町大字福田一六三一一番地一	平成一七・五・一一
アルナ薬局太良店	藤津郡太良町大字多良一五六〇番地一	平成一七・六・一

## ●佐賀県告示第三百八十四号

佐賀県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱（昭和五十五年佐賀県告示第二百七十二号）の一部を次のように改正する。

平成十七年七月一日

佐賀県知事 古川康

第一条第二項中「木材産業経営環境変化対応特別資金」及び「林業経営安定化促進資金及び」を削り、「構造改革促進基金」の下に「新規市場開拓支援資金及び高性能住宅資材供給資金」を加える。

第四条中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条第六号中「引取り、」の下に「素材生産を行うための作業道の開設若しくは改良、」を加え、「新商品の普及促進」を削り、同号を同条第五号とし、同条中第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、同条に次の二号を加える。

- 八 新規市場開拓支援資金 新規市場の開拓等に対応して行う素材生産、素材若しくは木材製品の引取り又は加工を行うのに必要な運転資金で別表に定めるもの

九 高性能住宅資材供給資金 素材生産、素材若しくは木材製品の引取り又は高性能住宅資材の製造又は開発を行うのに必要な運転資金で別表に定めるもの

別表の1の項の貸付条件の欄、同表の2の項の貸付条件の欄及び同表の3の項の貸付条件の欄中「年7.4%以内で知事が別に定める利率」を「年1.5%」に改め、同表の4の項を削り、同表の5の項の貸付条件の欄中「年8.5%以内で知事が別に定める利率」を「年2.0%」に、「年8.2%以内で知事が別に定める利率」を「年1.85%」に改め、同項を同表の4の項とし、同項の次に次の1項を加へる。

5 経 営 高 度 化 促 进 資 金	(1) 立木等引取資金 (森林組合、森林組合連合会、素材生産業、木材製造業、木材卸売業を営む者若しくはその組織する団体(素材又は木材製品の年間生産量及び取扱量がおおむね3,000m <sup>3</sup> 以上の事業体)、素材市場に係	立木、素材又は製材等の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む)及び素材又は製材等の引取りに必要な輸送費	利 率 短期資金 年1.4%
		木の年間引取計画量が10,000m <sup>3</sup> 以上の者の事業に要する資金、素材の	償還期限 短期資金 1年以内 貸付限度額 1億円(立

(2) 素材生産促進資金 (森林組合、森林組合連合会、素材生産業を営む者若しくはその組織する団体 (素材又は木材製品の年間生産量及び取扱量がおおむね3,000m <sup>3</sup> 以上の事業体に限る。) が素材生産を行うのに必要な短期の運転資金をいう。)	素材生産を行うための作業道の開設又は改良に必要な費用、作業現場から最終土場までの素材生産実施費用としての集運材のための機械・施設の使用料及び作業労賃	年間引取計画量が15,000m <sup>3</sup> 以上の者の事業に要する資製品の年間引取計画量が20,000m <sup>3</sup> 以上の者の事業に要する資金又は木材製品の年間引取計画量がおおむね25,000m <sup>3</sup> 以上の事業体のうち契約、協定等に基づき立木等の提供を受け立木、素材又は木材製品の計画的な引取りを行うのに必要な短期の運転資金をいう。)	年間引取計画量が15,000m <sup>3</sup> 以上の者の事業に要する資製品の年間引取計画量が20,000m <sup>3</sup> 以上の者の事業に要する資金又は木材製品の年間引取計画量がおおむね3,000m <sup>3</sup> 以上の事業体 (素材又は木材又は木材製品の加工を行う事業体 (素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね6,000m <sup>3</sup> 以上の事業体) のうち契約、協定等に基づき素材又は木材製品の供給を受ける者が、木材の加工を行うのに必要な短期の運転資金をいう。)	年間引取計画量が15,000m <sup>3</sup> 以上の者の事業に要する資製品の年間引取計画量が20,000m <sup>3</sup> 以上の者の事業に要する資金又は木材製品の年間引取計画量がおおむね3,000m <sup>3</sup> 以上の事業体 (素材又は木材又は木材製品の加工を行うために新たに設立された木材の加工を行う事業体 (素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね6,000m <sup>3</sup> 以上の事業体) のうち契約、協定等に基づき素材又は木材製品の供給を受ける者が、木材の加工を行うのに必要な短期の運転資金をいう。)
(3) 木材加工資金 (集成材製造施設、人工乾燥施設、薬剤処理施設、プレカット加工施設、廃木材破碎・再生処理施設、製材用省力化設備、合板用省力化設備、木製組立材	作業労賃、電力費、燃料、減価償却費その他の木材を加工するのに必要な資金 (素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。)	利率 短期資金 年1.4% 償還期限 短期資金 1年以内 貸付限度額 5,000万円	利率 短期資金 年1.4% 償還期限 短期資金 1年以内 貸付限度額 1億円 (素材の年間平均生産量が10,000m <sup>3</sup> 以上の者の事業に要する資金で、知事が特に認めたものにあつては、2億円)	利率 短期資金 年1.4% 償還期限 短期資金 1年以内 貸付限度額 1,000万円
				料製造用省力化設備及び合板用原材料として広葉樹から針葉樹への原料転換を図るための施設又は設備を導入している木材の加工を行う事業体 (素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね3,000m <sup>3</sup> 以上の事業体)、合併又はこれに類する行為により新たに設立された木材の加工を行う事業体 (素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね6,000m <sup>3</sup> 以上の事業体) のうち契約、協定等に基づき素材又は木材製品の供給を受ける者が、木材の加工を行うのに必要な短期の運転資金をいう。)

(5) 原木確保協定資金 (木材の製造、木材の卸又は木材市場に係る事業体のうち、原木を安定的に確保するため契約、協定等に基づき立木又は素材の供給を受ける者が、立木又は素材の計画的な引取り及び木材の加工を行うのに必要な運転資金をいう。)	立木又は素材の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。)、立木又は素材の引取りに必要な輸送費及び木材の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料料、減価償却費その他の木材を加工するのに必要な資金(販売・管理費を除く。)	利 率 短期資金 年1.4% 償還期限 短期資金 1年以内 貸付限度額 定期等に基づく 素材又は木材 製品の販売価格が、協定締結時から5%以上低下し、知事が特に認めめたものにあつては、4億円)	り又は加工を行うのに必要な短期の運転資金をいつては、素材の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。)及び素材の引取りに必要な輸送費金については、製材の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。)及び製材等の引取りに必要な輸送費	業に要する資金又は木材製品の年間平均引取量が20,000m <sup>3</sup> 以上の者の事業に要する資金で、知事が特に認めたものにあつては、2億円)				
8 新規市場開拓支援金	素材生産量が過去3年間の平均素材生産量にして減少し、又は過去3年間連續して減少していることにより、知事が木材の生産が停滞している地域として、流域を単位として指定した地域において生産される木材を利用して事業を行なう者が、新規市場の開拓等に対応して行なう素材生産、素材若しくは木材製品の引取	(1) 素材生産を行うのに必要な資金について では、立木購入代金(前渡金、予約金等を含む)、素材生産を行うための作業道の開設又は改良に必要な費用並びに作業現場から最終市場までの素材生産実施費用としての集運材のための機械・施設の使用料及び作業労賃	(2) 素材の引取りを行なうのに必要な資金については、作業労賃、電力費、燃料費、減価償却費その他の木材を加工するのに必要な資金(素材又は木材製品の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。)及び製材等の引取りに必要な輸送費)	(4) 木材の加工を行うのに必要な資金については、作業労賃、電力費、燃料費、減価償却費その他の木材を加工するのに必要な資金(素材又は木材製品等の購入代金及び販売・管理費を除く。)	(5) 従来取引のなかつた新規市場又は新規の木材・木製品取引業者の開拓のための需要動向調査、普及宣伝等に必要な資金	業に要する資金又は木材製品の年間平均引取量が20,000m <sup>3</sup> 以上の者の事業に要する資金で、知事が特に認めたものにあつては、2億円)		
9 高性能住宅資材	森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会又は数人共同事業体等であつて、ア	(1) 素材生産を行うのに必要な資金について ては、立木購入代金(前渡金、予約金等)	利 率 短期資金 年1.4% 償還期間 短期資金 1年以内					

供給資金	<p>から工までに掲げる高性能住宅資材の製造又は開発に取組む者が、素材生産、素材若しくは木材製品の引取り又は高性能住宅資材の製造又は開発を行うのに必要な運転資金をいう。</p> <p>ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）</p> <p>第2条第9号に規定する不燃材料、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第5号に規定する準不燃材料又は同条第6号に規定する難燃材料</p> <p>イ 建築基準法第37条第2号に規定する国土交通大臣の認定を受けたもの</p> <p>ウ 建築基準法施行令第20条の5第4項の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの</p> <p>エ 次の(ア)から(コ)までに掲げる日本工業規格又は日本農林規格又は日本農林規格又は日本農林規格又は日本農林規格</p> <p>(ア) 高性能住宅資材の量がF☆☆☆、F☆☆、F☆又はF☆の区分に該当するもの(除く。)</p> <p>(イ) 合板の日本農林規格</p>	<p>を含む。）、素材生産を行ったための作業道の開設又は改良に必要な費用並びに作業現場から最終工場までの素材生産実施費用としての集運材の使用料及び作業労賃のための機械・施設の(2) 素材の引取りを行うのに必要な資金については、素材の購入代金（前渡金、予約金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費(3) 木材製品の引取りを行うのに必要な資金については、製材等の購入代金（前渡金、予約金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費(4) 高性能住宅資材の製造を行うのに必要な資金については、作業労賃、電力費、燃料費、減価償却費その他の当該高性能住宅資材を製造するのに必要な費用(5) 高性能住宅資材の開発を行うのに必要な資金については、試験研究費及び実用化に必要な作業労賃、電力費、燃料費及び</p> <p>貸付限度額 1億円（素材の年間平均生産量が10,000m<sup>3</sup>以上の者の事業に要する資金、素材の年間平均引取量が15,000m<sup>3</sup>以上の者の事業に要する資金又は木材製品の年間平均引取量が20,000m<sup>3</sup>以上の者の事業に要する資金で、知事が特に認めたものにあっては、2億円）</p> <p>(ア) フローリングの日本農林規格 (イ) 構造用パネルの日本農林規格 (乙) 集成材の日本農林規格 (カ) 構造用集成材の日本農林規格 (エ) 单板積層材の日本農林規格 (オ) 構造用単板積層材の日本農林規格 (ウ) 枠組壁工法構造用たて縫ぎ材の日本農林規格 (エ) 日本工業規格A5905（繊維板） (カ) 日本工業規格A5008（パーティカルボード）</p>
		<p>特定期非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次とおり公告する。</p> <p>関係書類は、平成17年8月17日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。</p> <p>平成17年7月1日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>

1 申請のあった年月日 平成17年6月17日	(2) 代表者の氏名 大草 秀幸 (3) 主たる事務所の所在地 佐賀県唐津市相知町相知2690番地1
2 申請に係る特定非営利活動法人 (1) 名称 特定非営利活動法人 お世話宅配便 (2) 代表者の氏名 吉井 栄子 (3) 主たる事務所の所在地 佐賀県佐賀市白山二丁目6番36号 (4) 定款に記載された目的 この法人は、障がい者や高齢者らの社会参加に寄与することを目的とする。	(4) 定款に記載された目的 この法人は、川と人との絆を深めるために、子どもから大人まで川や湖沼の生き物とふれあいながら、河川管理者や各種団体との情報交換と連携を図り、松浦川流域のすばらしい自然を次世代へ継承していく活動や、松浦川流域で暮らす人々が、住みなれた地域で支えあい、助け合いながら暮らしていくための活動などを通じて、豊かで活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。
また、この法人は、佐賀県の市民活動の発展を図るため、市民活動を行う者同士のネットワークを構築し、市民活動の環境基盤整備事業や自治体・企業と市民活動を行う者との関係の構築等についての事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のことおり公告する。 関係書類は、平成17年8月22日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。
特定非営利活動推進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のことおり公告する。 関係書類は、平成17年8月22日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。	平成17年7月1日 佐賀県知事 古川 康
1 申請のあった年月日 平成17年6月21日 2 申請に係る特定非営利活動法人 (1) 名称 特定非営利活動法人 プランナー (2) 代表者の氏名 吉浦 恵治 (3) 主たる事務所の所在地 佐賀県佐賀郡富士町大字下無津呂992番地1 (4) 定款に記載された目的 この法人は、現代社会の歪によるゴミの不法投棄によって生じる自然の	1 申請のあった年月日 平成17年7月1日 2 申請に係る特定非営利活動法人 (1) 名称 特定非営利活動法人アザメの会

荒廃を防ぎ、廃棄物の回収や地域おこしのイベントを通じ、不法投棄撲滅と自然環境保護運動の推進、地域社会の発展と経済の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動推進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次とおり公告する。

関係書類は、平成17年8月16日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成17年7月1日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあつた年月日

平成17年6月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 環境科学研究所

(2) 代表者の氏名 高柳 弘美

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市巨勢町大字牛島5番地5

(4) 定款に記載された目的

この法人は、シックハウス症候群等大気汚染で困っている人々の相談を受けて研究、対処し、また、個人、法人を問わず全ての人々を、有形無形の様々な方策を通じて大気汚染や水質汚濁防止の啓蒙を図ることにより、環境の保全と劣化防止に努め、もって現代病の根本的な解決を図り、健康社会の実現に寄与することを目的とする。

佐賀県佐賀市鍋島三丁目5番26号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、一般市民、その都市及び地域に対し、活性化の提案とイベント活動、景観及び町づくりに対する提案、家づくり及び建築に関する相談及び提案に関する事業をおこない、快適な都市、地域環境及び居住環境の向上に寄与することを目的とする。

七山村長 江口 利安から協議のあつた七山村営土地改良事業（さが農業農村振興整備 区画整理）宮ノ前地区の施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適正と決定したので、同条第6項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

特定非営利活動推進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年8月22日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成17年7月1日

佐賀県知事 古川 康

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議を申し出ることができます。異議申出書は、平成17年8月16日までに佐賀県唐津農林事務所（郵便番号847-0056 唐津市坊主町433番地1）に提出してください。

平成17年7月1日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県立学校の課程等に関する規則（昭和三十九年佐賀県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

1 縦覧に供する書類

七山村営土地改良事業（さが農業農村振興整備区画整理）宮ノ前地区の

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年7月4日から平成17年8月1日まで

3 縦覧の場所

七山村役場

次の公印は、平成17年7月1日をもって登録しました。

平成17年7月1日

佐賀県知事 古川 康

するものとする。



電算出力専用公印（母子保健福祉課）

○ 教育委員会事項

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則を以下に公布する。

平成十七年七月一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉町誠一郎

● 佐賀県教育委員会規則第一十一号

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則

購読料 一年二八八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年七月一日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川康

(施行期日)  
附 則

1)この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2)この規則による改正前の佐賀県立学校の課程等に関する規則の規定により置かれていたコースで、この規則による改正後の佐賀県立学校の課程等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第二に定められていないものは、改正後の規則別表第二の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日に当該コースに在籍する者が当該コースに在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。